

エストニアの法人税 ―キヤツシユフロー法人税の実態―

山田直夫

一、はじめに

わが国の法人税については、税率の引き下げと課税ベースの拡大という改革が行われてきた。特に二〇一五年度と二〇一六年度に大きな改革があり、「成長志向の法人税改革」と呼ばれている。この改革により法人税の税率は二〇一八年度には二三・二%になっている。ちなみに一九八四年度の法人税率は四三・三%なので、そこからみるとほぼ半減したことになる。課税ベースの拡大につ

いては、租税特別措置の見直しや外形標準課税の拡大が行われた。こうした改革の結果、法人所得課税の実効税率（法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを考慮して国税と地方税の税率を合計したもの）は、改革前は三四・六%であったが二〇一八年度以降は二九・七四%になった。欧米主要国の水準は二〇パーセント台半ばから後半なので、欧米主要国とほぼ同じかやや高い水準である。しかしそれ以降、わが国では大きな法人税改革は行われておらず、成長を促進する改革が求められている。

ところで、アメリカではトランプ大統領の政策として、二〇一七年減税及び雇用法 (Tax Cuts and Jobs Act of 2017) が成立した。この法律によって二〇一七年九月二十八日以降二〇二二年末までに取得かつ事業の用に供された一定の固定資産について、一〇〇%の即時償却が可能となった。

二〇二三年以降については段階的に償却割合が縮小され、二〇二七年以降はこの措置による償却は行われないことになっている。トランプ大統領が再選したことにより、この時限的措置が恒久化されるか注目が集まっている。また、このアメリカの改革の効果を学術的に明確にするには、データの蓄積を待つ必要があるだろう。

今回のアメリカの措置のように法人の所得ではなくキャッシュフローを課税ベースとする法人税は、キャッシュフロー法人税と呼ばれ、理論的には投資促進の効果があることが知られている。

キャッシュフロー法人税にはいくつかのタイプがあり、エストニアで二〇〇〇年に今回のアメリカとは異なるタイプのキャッシュフロー法人税が導入されたといわれている。エストニアについては、これまで注目されることが少なく、わが国においてその実態が知られているとはいえない。ただ、導入から二〇年以上たっていることもあり、学術研究はある程度蓄積されている。

そこで、本稿ではエストニアに注目し、二〇〇〇年の改革の内容、影響、学術研究を概観し、わが国の法人税改革への示唆について考えてみたい。本稿の構成は以下のとおりである。次の二節では二〇〇〇年のエストニアの法人税改革の背景と内容を紹介する。続く三節ではマクロデータを用いて法人税改革の影響をみていく。そして四節では学術研究をいくつか取り上げる。最後の五節では本稿の内容をまとめ、わが国の法人税改革へ

の示唆について考察する。

二、二〇〇〇年の法人税改革

(1) 改革の背景

まず、改革前の税制をIBFD(1999)やFurke(2002)などに基づいてみていく。一九九三年に導入されたエストニアの当初の税法では、企業と個人の所得に二六%の均一税率が適用されていた。ただし、居住者については一二、〇〇〇エストニアクロンの非課税所得が設定されているので実質的には累進課税であるといえる。⁽¹⁾ 明示的な累進所得税を導入する議論も行われたが、実現しなかった。なお、配当は個人段階では非課税であった。

続いて、改革の背景をPikaneen and Vaino(2018)に基づいてみていく。改革の目的は二つある。一つ目は、好ましいビジネス環境を通じて、国内企

業の投資活動を奨励・促進するとともに、外国からの投資を誘致することである。資本流入の増加により、雇用創出、経済成長の促進が期待されていた。二つ目は、税制の中立性を高めることにより、シンプルで透明性の高い税制を構築することである。これにより、法人税関連の報告作業を大幅に削減し、企業レベルおよび国レベルでのコンプライアンスコストおよび管理コストを削減することを目指した。

(2) 改革の概要

改革によって大きく変わったのは、課税ベースである。それまでは法人の所得が課税ベースであったが、これが分配された法人利益になった。⁽²⁾

pwcの資料⁽³⁾によると、より具体的には、配当、自社株買い、減資、清算による収益、みなし配当として分配された利益が課税の対象となる。ここ

図表1 エストニアの法人税率の変遷

期間	税率 (%)
2000—2004	26
2005	24
2006	23
2007	22
2008—2014	21
2015—2018	20
2019—2024	20 (および14)
2025	22

(注) 改革前の税率は26%である。

〔出所〕 Spengel et al. (2020) などより作成

から、エストニアの法人税はDPT (Distributed Profit Tax) と呼ばれることもある。見方を変えたと、エストニアでは未分配の法人利益は非課税である、あるいは分配するまで課税が延期されるということになる。なお個人段階で配当は非課税である。分配可能利益は、エストニアの会計基準や国際会計基準にしたがって作成された財務諸表に基づいて決定され、税務上の会計利益の調整はない。

図表1は税率の変遷を示したものである。改革時の税率は二六%であった。その後は低下して二〇一五以降は二〇%になったが、二〇二五年は二二%となっている。例えば、二〇二五年に分配可能利益が一〇〇の企業は、実際に分配できるのは七八で政府に二二の税金を納めることになる。なお、エストニアでは税率は、ネット(つまり税引き後)の分配利益を基準にして二二／七八と表す

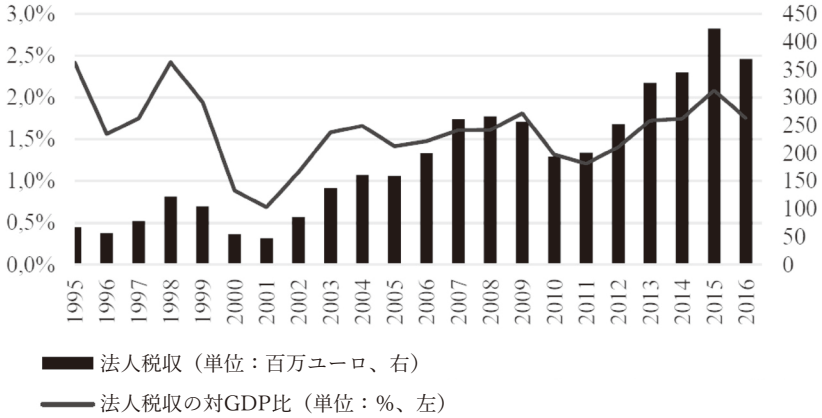
ことがある。また、二〇一九年から二〇二四年までは一四%と二〇%の二つの税率があった。一四%の税率は定期的な利益分配を行っている企業に対して適用されていた。⁽⁴⁾

エストニアの法人税のように株式、つまり資本取引に関するキャッシュフロー（の流出）を課税ベースとするキャッシュフロー法人税を学術的にはSベースという。ただし、Sベースの厳格な定義は資本取引に関する流入を差し引いたネットの流出（純流出）である。エストニアの法人税は分配された利益を課税ベースとしているので、基本的にグロスの流出（粗流出）である。本稿の冒頭で、エストニアでキャッシュフロー法人税が導入されたといわれていると述べたが、この点から厳密にはSベースのキャッシュフロー法人税を導入したとはいえないだろう。

三、マクロデータからみた改革の影響

図表2はエストニアの法人税収の状況を示している。これによると、二〇〇〇年と二〇〇一年に税収が低くなっているが、その後は増加傾向にあることがわかる。また、同じ時期の法人税収対GDP比をみると顕著に減少しているが、その後は約一・五%でほぼ横ばいの状態が続いた。図表3はエストニアの実質GDPと消費者物価指数の変化を示したものである。実質GDPに注目すると二〇〇〇年から成長率はマイナスからプラスに転じている。二〇〇〇年から二〇〇八年にかけての成長率は年率で約七%である。リーマンショックの影響で二〇〇九年には約一五%下落したが、二〇一〇年にはプラスに転じている。なお、エスト

図表2 エストニアの法人税収



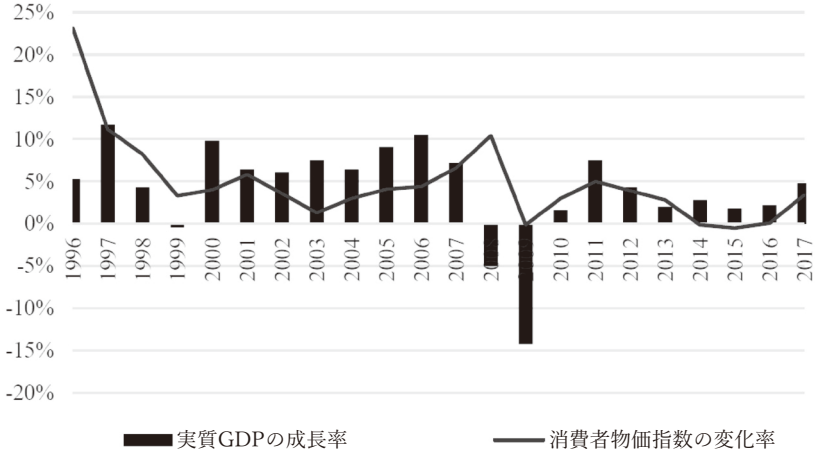
〔出所〕 Pikkanen and Vaino (2018) Figure 1 より作成

ニアは二〇〇四年五月にEUに加盟し、二〇一一年一月からユーロを導入している。

マクロの観点からエストニアの法人税を高く評価している文献としてEuropean Commission (2015)がある。European Commission (2015)では、二〇〇〇年から二〇〇四年にかけての投資の伸びが近隣のラトビア、リトアニアと比較して三九パーセントポイント高くなった、負債による資金調達の割合が一〇パーセントポイント低下した、経済危機下での債務不履行の割合がラトビアやリトアニアが約二〇%なのに対して、エストニアでは六%であったとしている。

一方、あまり肯定的な評価をしていない文献としてStahr (2014)がある。Stahr (2014)は、改革によってミクロレベルでは個別企業に投資促進などのよい影響があったかもしれないが、マクロレベルではエストニアの経済のパフォーマンスが

図表3 エストニアの経済成長

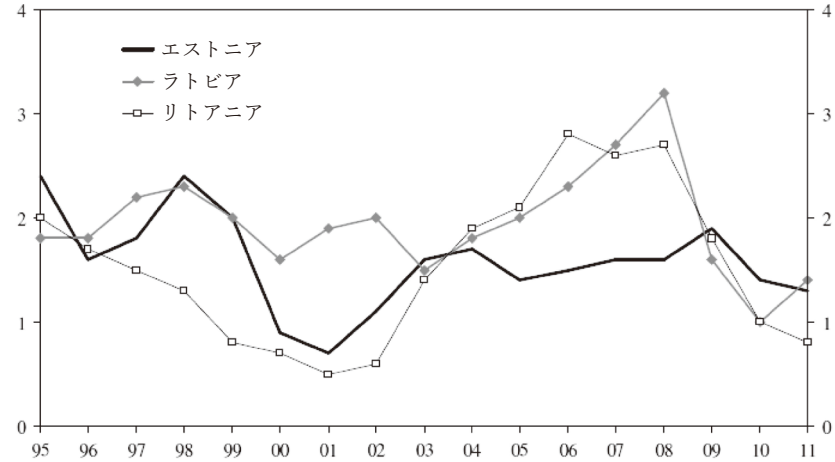


〔出所〕 Pikkanen and Vaino (2018) Figure 2 より作成

目立って改善しているわけではないとしている。より具体的には、ラトビアやリトアニアと比較して法人税収の対GDP比が低い（図表4）にも関わらず、実質GDPの成長に大きな差がないことを指摘している（図表5）。

European Commission (2015) の主張は、改革によって内部留保による資金調達が増加し、それが投資促進や、負債による資金調達の必要性を低下させる効果に結び付いたことを示唆しているといえる。一方、Staeher (2014) の主張については、GDPの構成要素は投資だけではないので、図表4と図表5から改革の効果がなかったとするのはやや乱暴であるといえよう。

図表4 バルト三国の法人税収対GDP比



〔出所〕 Staehr (2014) Figure 1 より作成

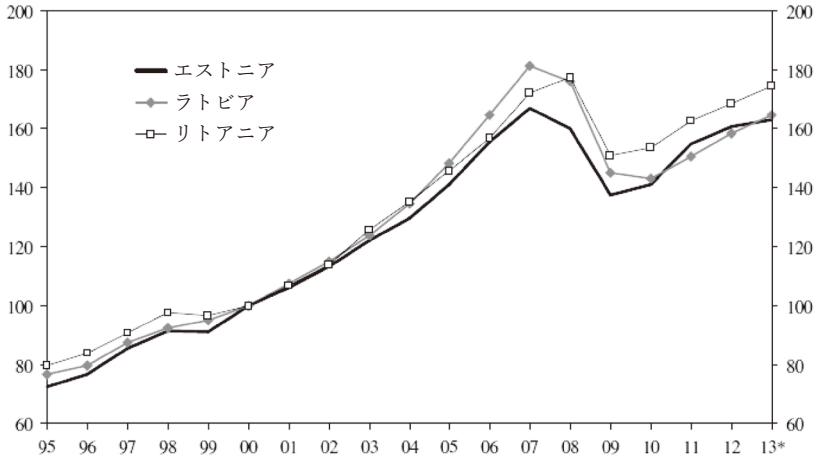
四、エストニアの法人税改革に関する学術研究

エストニアの法人税改革に関する理論研究として Funkke (2002) がある。Funkke (2002) は、トービンの q 理論を使用し、数値シミュレーションにより、改革が長期的には資本ストックを六・一%増加させるという結論を導出している。

また、Funkke and Strulik (2003) は、動学的一般均衡モデルを用いて長期的な影響を分析している。そして、改革によって一人当たりの所得と投資は増加したが、厚生は低下したことを指摘している。

Hazak (2007) は、不確実性の下でのバイナリーフレームワークの理論モデルに基づいて分析を行っている。投資家の消費レベルを細かく考慮す

図表5 バルト三国の実質GDP(2000年を100とした場合)



(注) 2013年は推計値
 【出所】 Staehr (2014) Figure 2 より作成

るなど、精緻なモデルを構築し、利益をすべて企業内に留保することが唯一の最適な配当政策ではないことを示している。エストニアの法人税は内部留保すれば投資をしなくても税負担が生じないので、投資促進効果を疑問視する意見があるが、この研究はそれを積極的には肯定しない結果になっている。

Masso and Meriküll(2011) は、内生的企業財務に拡張した新古典派外生的成長一般均衡モデル(neoclassical exogenous growth general equilibrium model with an extension for endogenous corporate finance) を用いて2000年の改革について分析を行っている。主な結果は、以下の二点である。

- ① 改革は資本蓄積に強いプラス効果をもたらす。ただし、投資率の上昇により消費に回

される資源が減少し、一時的な厚生の下が生じる可能性もある。）

②留保利益の優遇措置により、自己資本による資金調達が増加し、負債による資金調達が減少する。

そして、企業の信用制約に直面しながら投資に充てられる資源を増やしたい開発途上国にとって、この税制は非常に有用な政策オプションとなる可能性がある指摘している。

実証研究としては、Masso et al (2013)がある。Masso et al (2013)では、改革が企業の資本構成、流動性、投資、生産性の変化とどのように関連しているかを分析している。具体的には、ラトビアとリトアニアの企業データも用いて、差分の差分法 (DID : Difference in Difference) と傾向スコアマッチング分析と呼ばれる手法で分析している。そして、差分の差分法による分析では、①総

資産に占める負債の割合が減少したこと、②総資産に占める未分配利益および準備金の割合が増加したこと、③流動性の指標（資産に占める現金および現金同等物の割合）が増加したこと、④投資率が上昇したこと、⑤改革後の四年間でエストニアの全要素生産性がラトビアやリトアニアよりも成長したことが明らかになった。また、これらの傾向が大企業よりも中小企業で強くみられることを明らかにした。一方、傾向スコアマッチング分析では資本構成と流動性に関する結果は差分の差分法と同じであったが、投資と生産性については明確な結果が得られなかったとしている。

五、おわりに

本稿では、エストニアの二〇〇〇年の法人税改革の内容や改革の影響に関する学術研究の紹介を

通して、同国のキャッシュフロー法人税の実態に迫った。ここでは本稿の議論をまとめたいので、わが国の法人税改革への示唆について考えてみたい。

まず改革の目的は、好ましいビジネス環境を通じて、国内企業の投資活動を奨励・促進するとともに、外国からの投資を誘致すること、それから、税制の中立性を高めることにより、シンプルで透明性の高い税制を構築することの二点である。改革の大きな特徴は課税ベースが所得ではなく分配された法人利益になったことである。マクロの観点からこの改革をみた場合、投資の増加や債務不履行の減少をもたらしたという点から高く評価する声がある一方で、実質GDPの成長が他のバルト三国と比較して大きな差がないという点を捉えて否定的な評価をする声もある。また、いくつかの理論分析が行われており、改革の影響と

して投資の促進や負債の減少を示唆する結果を得ているものが多い。ただし、実証分析については、負債の減少は確認されているが投資の促進については明確な結果が得られていない。

また、エストニアの法人税では、実際に投資をしなくても分配しなければ課税されないが、学術研究では投資促進効果があるとするものが多かった。これは、エストニアの経済状況（特に負債市場を含む資本市場の状況）が大きく影響している面もあると考えられるので、わが国でエストニアタイプの税制を導入しても同様の効果が得られるとは限らない。企業の内部留保の大きさが問題となっていてはわが国において、投資の促進を目的としてキャッシュフロー法人税を導入するとすれば、アメリカのように投資の費用を即時償却する、直接的な方式の方が有効であるかもしれない。

本稿では、これまであまり注目されることなかったエストニアのキャッシュフロー法人税の実態の一端を明らかにすることができた。しかし、キャッシュフロー法人税にはいくつかの種類がある中で、エストニアがなぜSベースを選択したのか、またなぜ厳密なSベースを導入しなかったのか、という点について明らかにすることができなかった。これらについては今後の課題としたい。

(注)

- (1) ここでの累進とは、所得が増加するにつれて平均税率(税額/所得)が上昇することを指している。
- (2) ただし、エストニア政府はこの税制を法人所得課税と位置づけている。
- (3) <https://taxsummaries.pwc.com/estonia/corporate/taxes-on-corporate-income>
- (4) 配当額が過去三年間の平均課税配当額以下である場合、一四％の税率が適用される。その際、七％の税率で源泉税が課される(ただし租税条約により五％あるいは〇％の税

率が適用される)とある)。

(参考文献)

- European Commission (2015) "Experiences with Cash-flow Taxation and Prospects Final report" Taxation Papers Working Paper No.55-2015.
- Funke, M. (2002) "Determining the Taxation and Investment Impacts of Estonia's 2000 Income Tax Reform" Finnish Economic Papers, Volume 15, No.2, pp.102-109.
- Funke, M. and H. Strulik (2003) "Taxation, Growth and Welfare: Dynamic Effects of Estonia's 2000 Income Tax Act" BOFIT Discussion Papers, No.10/2003.
- Hazak, A. (2007) "Dividend Decision under Distributed Profit Taxation: Investor's Perspective" International Research Journal of Finance and Economics, Issue 9, pp.201-219.
- IBFD (1999) European Tax Handbook 1999.
- Masso, J. and J. Meriküll (2011) "Macroeconomic Effects of Zero Corporate Income Tax on Retained Earnings" Baltic Journal of Economics, 11 (2), pp.81-99.
- Masso, J., J. Meriküll and P. Vahter (2013) "Shift from Gross Profit Taxation to Distributed Profit Taxation: Are There Effects on Firms?" Journal of Comparative Economics,

Vol.41, no.4, pp.1092-1105.

Pikkänen, P. and K. Vaino(2018) "Long-Term Effects of Distorted Profit Taxation on Firms: Evidence from Estonia" Lund University School of Economics and Management, Master's Thesis.

Spengel, C., F. Schmidt, J. Heckemeyer and K. Nicolay (2020) "Effective Tax Levels Using the Devereux/Griffith Methodology." ZEW-Gutachten und Forschungsberichte, ZEW-Leibniz-Zentrum für Europäische Wirtschaftsforschung.

Staehr, K. (2014) "Corporate Income Taxation in Estonia. Is It Time to Abandon Dividend Taxation?" TUTTECON Research Brief, No.RB-2014/1.

エストニアの法人税

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)